

契約の保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化について

1 保証証書の電子化とは

書面で提出いただいていた契約の保証及び前払金保証（中間前払金を含む。）に係る保証証書について、インターネットを介した方法により提出することが可能となります。（従来どおり紙による提出も引き続き可能です。）

2 適用日

令和5年10月1日以降に請負契約を締結する案件から適用

3 電子証書の提出方法

各保証機関から発行された保証契約番号と認証キー（電子証書等をプラットフォーム上で閲覧するためのパスワード）とを各発注課あてに電子メールで送信してください。
送信先メールアドレスは、各発注課にお問い合わせください。

4 電子保証の利用方法

各保証事業会社（北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び西日本建設業保証株式会社）にお問い合わせください。

5 その他

PDF形式で発行された保険証券等の電子メールによる提出は対象外とします。

【問合せ先】
建設企画課
建設行政担当
TEL 023(630)2572